

## 令和4年度（2022年度）第12回教育委員会（2月定例会）議事録

- 1 日時 令和5年（2023年）2月7日（火）  
午前9時30分から午前11時45分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田浦 かおり  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩
- 4 議事等  
報告（1） 令和4年（2022年）9月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について  
報告（2） 「令和4年度（2022年度）教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果の概要について  
報告（3） 新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について  
報告（4） 「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」調査報告書の提言に対する教育委員会の対応について  
報告（5） メール等を用いた児童生徒との連絡等における教職員の適切な対応について  
報告（6） 令和4年度（2022年度）熊本県学力・学習状況調査の結果について  
報告（7） くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰結果について
- 5 会議の概要  
（1）開会（9:30）  
教育長が開会を宣言した。  
（2）会議の公開・非公開の決定  
教育長の発議により、全て公開とした。  
（3）議事日程の決定  
教育長の発議により報告（1）から報告（7）までを公開で審議した。  
（4）議事  
○報告（1） 「令和4年（2022年）9月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」

### 教育政策課長

教育政策課です。報告（1）として、今後の教育委員会における議論の参考としていただくため、「令和4年（2022年）9月定例県議会における教育委員会に係る一般質問及び答弁について」御説明します。

報告（1）を御覧ください。9月に開催された定例県議会では、一覧表記載の質問項目について、別添概要のとおり質問があり、答弁しました。

教育委員会事務局としましても、引き続き、県民や県民を代表する議員の御意見に耳を傾け、教育行政の充実強化に取り組めます。報告（１）は以上です。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 教育長

よろしいですか。

○報告（２） 「「令和４年度（２０２２年度）教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果の概要について」

#### 学校人事課長

文部科学省が公表した「令和４年度（２０２２年度）教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果について御報告します。

資料は、タブレット１６枚目をお願いします。

「１ 調査概要」を御覧ください。この調査は、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、働き方改革の取組を促すことを目的として、毎年度実施されているものです。全国の都道府県及び市町村教育委員会がWEB上で、文部科学省へ直接回答する方法で実施され、昨年１２月下旬にその結果が公表されたところです。

次に、「２ 調査結果の概要」を御覧ください。まず、「（１）上限方針に係る規則等の整備状況」についてです。月４５時間以内、年３６０時間以内といった教職員の時間外在校等時間に係る上限時間については、各教育委員会の規則等において定めることが、国の指針で求められています。この上限方針を策定している自治体は、全国で７６．２％であるのに対し、県内では８９．２％と、全国平均を上回る状況となっています。

次に、「（２）時間外在校等時間の経年比較」についてです。調査では、令和４年度（２０２２年度）の４月から７月までの全国における時間外在校等時間の状況について、令和元年度（２０１９年度）との比較がされています。表のとおり、全国では、令和元年度（２０１９年度）と比べ、全ての校種で、月４５時間以内の教職員の割合は増加し、改善しています。調査では、都道府県別の状況についての公表はないため、次のページに県で別途把握している調査を基に取りまとめた結果を掲載しています。

タブレット１７枚目をお願いします。本県の公立学校の状況においても、月４５時間以内の教職員の割合は、令和元年度（２０１９年度）に比べ増加しており、全国と同様、全ての校種において改善傾向にあります。

次の１８枚目をお願いします。「（３）具体の取組の実施状況」についてです。国の中央教育審議会において、業務の役割分担・適正化のため、これまで学校・教師が担ってきた業務について、左の表のとおり３つの分類、１つ目は「基本的には学校以外が担うべき業務」、２つ目は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、３つ目は「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に分類されており、この「３分類」に基づく実施状況について調査が実施されました。

右の表は、「３分類」及び関連する「その他の項目」に属する具体の取組に係る県内の実施自治体の割合を分類ごとに平均した表ですが、「３分類」については、いずれも全国平均よりも高い結果となり、全国と比べ役割分担が進んでいる状況が窺えます。

次の19枚目では、具体的取組状況を、国の調査項目に沿って一覧にしています。そのうち、全国の平均よりも実施自治体の割合が低い項目には、左側に黒丸をつけています。

例えば、3分類に係る取組では、上から3つ目「学校徴収金の徴収管理の教育委員会等への移行」など3つの項目において、また、その他の項目では、右側の表の1番上「業務改善方針や計画等の策定」など8つの項目において、全国平均よりも低い結果となりました。

一方で、左側の表の一番下「スクールカウンセラーをはじめとした専門的な人材の参画」、右側の上から3番目「教員業務支援員などの支援スタッフの参画」といった項目は、割合が高く、外部人材の活用による教職員の負担軽減について、県内の多くの自治体が積極的に取り組んでいることが分かります。

最後に、20枚目を御覧ください。「3 調査結果を踏まえた対応」についてです。まず、県教育委員会では、引き続き、「働き方改革推進プラン」に係る取組を着実に推進していきます。市町村教育委員会に対しては、本調査結果を踏まえ、1月に取組の更なる推進について依頼する通知を发出したところです。今後、教育事務所や本庁関係課とも連携しながら、取組を促進していきます。

また、好事例の充実・横展開の取組として、県で作成している「学校現場の業務改善事例集」に取組割合の低い項目に係る事例を追加するなど、各取組が進むよう支援していきます。

さらに、民間のコンサルタント等を活用した「学校の働き方改革支援アドバイザー」派遣事業の対象に市町村教育委員会を加えるなどしながら、県内の公立学校における働き方改革を推進してきます。説明は以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 田口委員

色々と御検討いただき、その効果も上がってきているというのが理解できました。1つ質問ですが、46自治体の中で、例えば、その自治体に10校あったとしたら、そのうち1校でも取組を実施しているのであれば、その自治体は実施しているというカウントになるのですか。

## 学校人事課長

各市町村教育委員会の回答になりますが、この回答については、どれぐらいの学校が実施しているので取組が進んでいる、あるいは進んでないという基準について国が示していません。各市町村教育委員会において、全体的にこれは進んでいると認識されているということであれば、取組が進んだということで回答をされているという状況もあると考えています。各市町村教育委員会の判断で回答されているという状況です。

## 田口委員

了解しました。1校でも実施していれば、実施と回答されているところもないとは言えないということですか。

## 学校人事課長

その辺りは、個別に私達も状況の把握ができていませぬので、1校だけで回答したかどうかというのは分からないところです。

## 田口委員

半数以上とか、一定の基準を設けられたら、もう少し信頼性の高い調査になるのかなと思いました。

また、とても進んでいるところがある反面、例えば、「労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行っているか」という項目が右側にありますが、これは法律で定められているのであれば、全ての自治体で実施すべきではないのですか。

#### 学校人事課長

今、御指摘いただいたとおり、ストレスチェックについては、労働安全衛生法で、教職員が50人以上の学校については必須ということで義務づけられています。これもまだ細かい分析はできていませんが、県内残り3団体が未実施ということですが、この辺りは教職員が50人未満ということで、未実施と回答されている可能性もあります。

#### 田口委員

50人以下であれば、校数から外すというのが一般的ではないかと思います。

最後に、「教育委員会から学校に向けた調査・業務を削減したかどうか」という項目があまり芳しくない状況だと思います。これは意見ですが、調査については、全校に調査する悉皆調査とサンプリングで済む調査もあると思いますので、その辺りのすみ分けについても、今後検討していくべきではないかと思います。

#### 三淵委員

時間外在校等時間について、小学校・中学校・高等学校に分けると、全国的な状況とも感じますが、中学校の先生方に負荷がかかっているように思います。それはなぜですか。また、経年比較の表で年間を通してみると、月45時間以内の教職員の割合が月別に変化しているのは、何が原因ですか。

#### 学校人事課長

まず月別の変化についてですが、資料の折れ線グラフにあるとおり、例えば8月は、その割合がかなり高くなっていますが、これはちょうど学校が夏季休業の時期に入っていますので、そもそもお休みの方もいらっしゃると思います。そういう意味で、時間外そのものが少ないということはあるかと思います。

それに比べて、時期的なもので見ますと、9月、10月あたりの割合が低くなっており、時間外勤務が多くなっている状況です。これは、例えば、秋の体育祭や文化祭といった学校の行事等に影響されている部分は大きいかと思います。

また、校種別に影響が出ているのではないかということについてですが、確かに、小学校・中学校、特に中学校で時間外勤務が多いというような状況がデータで出ています。このことに関して、時間外在校等時間の中で、こういった業務に費やされているのか、こちらで別途調査したものがありますが、中学校の場合は、例えば、部活動、あるいは教材研究などに割合が割かれているというデータが出ています。

部活動については、別途いろいろと活動の見直しなども行われていますので、今後、状況が改善されると思いますが、いずれにしても、そういったところで校種ごとの影響が出ているのではないかと捉えています。

#### 西山委員

今の御質問の続きですが、9月、10月は行事による影響とのことですが、6月が相当忙しいようですので、6月の状況についても教えていただけますか。

また、3分類に係る実施割合が高いということですが、この取組状況は、最後に御紹介いただいた事例集などで確認できますか。

#### 学校人事課長

まず、最初の御質問についてですが、6月は確かに時間外の割合が増えている状況です。

6月は、高校においては、高校総体や総合文化祭への対応、中学校においては、中体連への対応が発生しています。このことから、特に部活動に係る業務が増えた影響があると思われます。

それから、3分類については、この資料にもありますとおり、国の中央教育審議会の答申の中で示されています。さらに、それを受けた国の通知の中で、この分類ごとに、具体的にどのような業務軽減や効率化が可能であるかといった内容が示されています。必ずしもこの3分類に分けてということではありませんが、県教育委員会で取組事例集も作成し、実際に改善された事例を掲載しています。

#### 西山委員

事例集はどこで確認できますか。公開されているのですか。

#### 学校人事課長

県の教育委員会のホームページで公開しています。

#### 教育長

他はよろしいですか。

### ○報告（3）「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果について」

#### 学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。本調査は、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の不安や悩み等を把握し、今後の施策に活かすために、昨年10月26日付けで調査を依頼し、11月30日までの期間に、熊本市を除く県内公立小中学校及び義務教育学校、県立高等学校、特別支援学校に実施したものです。この調査は、令和2年（2020年）6月、10月、令和3年（2021年）5月、10月、令和4年（2022年）6月に続き6回目となり、調査の中で不安や悩み等があると回答した児童生徒数等について御報告するものです。

まずは、「3 調査結果」（1）を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等があると回答した児童生徒数は、前回調査より3,242人減の20,073人、全児童生徒の18.2%です。校種別では、下のグラフを御覧ください。不安や悩み等があると回答した児童生徒の割合が最も高かったのは24.2%の公立小学校で、続いて15.0%の公立中学校、12.2%の特別支援学校、9.7%の県立高等学校となりました。

次に裏面の（2）を御覧ください。不安や悩み等が多かった内容について各校種ごとに上位3項目を載せています。これまでの調査結果と同じく、全校種において「感染の恐れや不安」が1番目になっています。前回調査と比較しますと、公立小学校は1,034人減のマイナス1.9ポイント、公立中学校は760人減のマイナス2.8ポイントなどの減少傾向が見られました。

また、2番目・3番目には「体育大会・遠足などの学校行事のこと」、「健康のこと」「学習のこと」等が入っています。前回調査からの変化として、公立小学校と特別支援学校で「学校行事のこと」、公立中学校と県立高等学校で「部活動・習い事」の項目の割合が下がり、上位3項目から外れたことが挙げられます。その他の項目の結果については、別添の参考資料を御覧ください。

次に（3）を御覧ください。令和4年（2022年）6月調査と比較し、不安に感じると回答した割合が減少した上位3項目を掲載しています。

まず、公立小学校・公立中学校・県立高等学校において「感染の恐れや不安」の項目が最も減少しています。これは新型コロナウイルス感染症が社会に影響を

与えて数年経つ中で、ワクチン接種やPCR検査等の普及や新型コロナウイルス感染症への理解が進むとともに、学校においては、感染防止対策が継続して行われてきた成果によるものと思われます。

また、2番目、3番目に「学校行事のこと」や「部活動・習い事のこと」、「進路のこと」が複数の校種で入っています。これは各学校において感染対策を講じながら、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前に近い学校教育活動が実践されているためと思われます。

参考資料「新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果」を御覧ください。今回の第6回調査結果のほか、令和2年（2020年）6月に行った第1回の調査結果を掲載しています。2つを比較しますと、「学習のこと」が9.2%から2.6%、「体力のこと」が8.9%から3.3%、「進路のこと」が4.5%から1.8%と割合が大きく減少しています。また、そのほか全ての項目において不安や悩みが減少していることが分かります。

最後に、「4 今後の対応」です。学級担任や養護教諭等による児童生徒の状況の的確な把握、様々な不安や悩みに対してスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用など、教育相談体制の更なる充実を図るとともに、教育活動全体を通して新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見の防止を図りながら、よりよい人間関係の構築に努めていきます。

また、関係部署と連携し、正しい情報を継続的に発信するとともに、ストレス対処教育やSOSの出し方に関する教育の更なる推進を図っていきます。

これらのことについては、調査結果とともに各学校に対して周知を図り、児童生徒の見守り及び心のケアの推進を依頼することとしています。

報告は、以上です。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 三淵委員

ありがとうございました。感染の恐れや不安などが減少していることが分かりました。ただし、感染率は高くなり、多くの人が感染したのではないかと思います。「感染したかしていないか」という調査はしていないのでしょうか。実施は難しいかもしれませんが、ワクチン接種に関する調査についてはどうでしょうか。

また、インターネットの使用時間の項目は、学校が休みになり、ゲームやインターネットを使い過ぎるということを心配しているのでしょうか。

加えて、いじめの項目はゼロに近いのですが、新型コロナウイルス感染症に感染することによっていじめられるということなのではないでしょうか。

## 学校安全・安心推進課長

1つ目の質問の「感染したことがあるか」や「ワクチンを接種したか」については、個人的な質問内容となりますので、学校で調査は行っていません。

2つ目のインターネットの項目ですが、御指摘のとおり「使いすぎてしまうのではないか」「使い過ぎることで影響が出るのではないか」と感じている部分です。

最後のいじめについても、「コロナに感染するといじめられるのではないか」「人から嫌なことと言われるのではないか」という不安を感じているものです。

## 三淵委員

ありがとうございました。成人では味覚障がいや長く続く人や、うつになり職場に出られなくなった方もいらっしゃいます。悩みが増えた状況もあるかと思

ますので、そのような部分にも対応していただきたいと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

ありがとうございます。御指摘いただいたことについては、学校でもスクールカウンセラー等を活用した心の相談を行い、担任もしっかり関わりながら対処するようにします。

#### **田浦委員**

現場の先生方に対してですが、毎日の検温や消毒、子ども達の心身の健康観察など、多くの場面で御配慮いただき感謝します。また、正しい情報の発信によって、子ども達の不安を取り除いたり、他者の立場を自分に置き換えて接し方を考えたりするなど、子ども達が過ごしやすい環境を整えていただいていることについても、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

#### **西山委員**

2ページの最後に書いてある「ストレス対処教育やSOSの出し方に関する教育」は、コロナ対応だけでなく、教育の重要なテーマだと思います。強力に進めていくべき項目であると思いますが、現状について、具体的な取組を教えてください。

#### **学校安全・安心推進課長**

まず、県では熊本商業高校を「SOSの出し方研究指定校」に指定しています。悩みや自分の思いを他者に伝えるということを大切にし、クラス内の結束を固めたり、発言しやすいクラスづくりを進めたりしています。そして、しっかり考えて行動するという教育を、ホームルーム等で進めています。

また、そのような発信について情報があつた場合は、適切に相談し、自分達で解決できない場合には、先生やカウンセラーに相談していくといった流れで、SOSを受け止め、それを発信して受け止めるということを重点に置き、研究を進めています。また、研究指定2年目には、研究授業も実施し、各県立学校から授業を参観していただきました。参加した先生方は、研究内容を各学校で伝えています。

また、ストレス対処教育についてですが、情報の受け取り方については個性がありますので、同じ発言でも傷つきストレスに思うことがあることを、各学校において授業で実践していただいています。そして、ホームルーム等にて、生徒一人一人に対する思いを伝えていただいている状況です。

#### **西山委員**

ありがとうございます。ホームルーム等を用いて議論しながら活動を進めていることは非常に良いと思います。各学校でどこまで展開していくかですが、スケジュールを作成し、早急に取り組む必要があると思います。生徒達が問題解決の仕方を議論しながら学んでいく指導を、全ての学校で実践していただくとうたいです。様々な問題が起きていると思いますので、よろしくお願ひします。

#### **三淵委員**

もう1つ質問します。新型コロナウイルス感染症は2類から5類へ移行し、法律上の位置付けが変わります。今後、様々な制限が緩和されると思います。

しかし、感染に対して不安を抱えている人もかなりいるようです。マスクは外していくことになるのでしょうか。不安がある人に配慮する形で進めていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

#### **学校安全・安心推進課長**

今後、関係各課とともに、文部科学省の通知も含めて検討していきます。

### 三淵委員

個人的には給食のときも、会話を楽しみながら食べることができればいいと思いますが、簡単には決められないことですね。不安に感じる子ども達もいるかと思しますので、そのような子へのケアもよろしくお願いします。

### 教育長

他はよろしいですか。

○報告（４） 「「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」調査報告書の提言に対する教育委員会の対応について」

### 学校安全・安心推進課長

10月の教育委員会で、「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」の調査結果について御報告させていただきました。調査報告書の中で、提言をいただきましたが、その提言に対する対応をまとめましたので、御報告します。

資料の1ページの上段を御覧ください。枠内にありますように、調査委員会からいただきました提言を13項目に整理し、各項目への対応を記載しています。枠下の※に記載していますように、令和3年度（2021年度）以前から改善・実施しているものを「継続」、令和4年度（2022年度）に本調査報告書提出以前に改善・実施したものを「新A」、令和4年度（2022年度）に本調査報告書提出以後に改善・実施した（予定を含む。）ものを「新B」で記載しています。

「1 いじめの定義の理解について」の（1）「管理職研修等」を御覧ください。これまで県立学校長・副校長等の管理職研修を実施してきましたが、「ア」にありますように、今年度5月に事例研修を実施したため、その横に「新A」を記しています。

また、11月には、今回の調査報告書の提出を受け、「イ」、「ウ」の内容を研修しましたので、「新B」を記しています。

さらに、2ページ1の（5）に示すとおり、来年度からは、いじめの問題に特化した、実例を用いた研修等を、県立教育センターと連携して実施する予定にしていますので、「新B」を記しています。

続いて、3ページの「6 重大事態の判断等について」、被害児童生徒や保護者から重大事態としての調査の申し出があった場合は、必ず県教育委員会に報告・相談するよう指導していきますので、「新B」を記しています。

また、「7 学校の調査結果に対する指導・助言について」は、1に掲げた関係法規等に基づいた調査等が実施されているか、県教育委員会でも、報告様式で本人の欠席日数を記入するなどの変更を行い、不登校重大事態を見逃さない取組を推進していきます。

4ページの「11 調査主体や事務局機能について」、県教育委員会が定める規則に則り、事案に応じて県教育委員会で調査主体を適宜判断していただきますが、事務局機能については、学校が行うべきことと県教育委員会が行うべきことを整理した「重大事態の対処に係る県立学校への支援等要項」や「重大事態の対処に係る県立学校への支援等事務処理要項」を改めて作成します。

「13 調査の実施体制の整備について」は、WEB会議システム等の利用について、新しい取組として、個人情報保護等に配慮しながら積極的に実施していきます。

今回の提言を受け、今後の取組について、このように「継続」・「新A」・



「新B」に分類して整理しました。

今後も、いじめ事案については、教育庁内関係各課及び学校が連携を密にするとともに、未然防止や援助希求能力の向上に向けて取り組んでいきます。

#### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### **田口委員**

新たにいろいろな取組を計画され、そして実践されていること、今後取り組むことを明示していただき、次のステップに繋がると思います。信頼を取り戻すためにも、ここに掲げたことを確実に実施されることを願います。ただし、多くのことをやることによって、先生方の時間が奪われ、児童生徒との関わりが薄くなることにならないように、WEB会議等を利用して、効率的に実施していただくことを願います。引き続きよろしくお願いします。

#### **学校安全・安心推進課長**

ありがとうございました。今回の件については、「いじめの理解」についてしっかり取り組む必要があると考えています。管理職研修や情報集約担当者研修においても事例を用いて行っていきます。また、研修については、WEB会議システムを利用し、会議の期間を3日間ほど設定し、都合のいい日に参加いただくといった方法を取り入れながら、県立学校全体に行き渡り、効果的な研修を行うことができるよう実践しています。委員の御意見を参考にしながら、効率的な研修を進めていきます。

#### **木之内委員**

非常に細かく計画していることを、確実に実施していただきたいと思います。このような中、不登校の数が減っていないことが全国の教育委員会でも課題になっています。必ずしもいじめが関連する問題ではないと思いますが、保護者との連携を図っていただきたいと思います。

#### **学校安全・安心推進課長**

御指摘のとおり、不登校は9年連続で増加していることに関して、文部科学省でも様々な取組がなされています。本課としても、各教育事務所を訪問し、各市町村教育委員会の様々な取組を聞いています。そのことをコーディネートし、発信しながら、地域も含めて広めていきたいと考えています。

#### **田浦委員**

いじめの定義の理解について、日々子ども達と接している担任の先生方がいじめに気づかれることが多いと思いますが、管理職研修の内容は、どのようにして担任の先生方に共有されますか。

#### **学校安全・安心推進課長**

今年度実施した内容については、他県における「いじめの認知が遅かった」という判例を用いながら、管理職としてきちんと報告・連絡・相談を受けること、そして職員は常にいじめを前提として、法に則って対応するということを管理職から職員へ伝えるようお願いしています。

また、情報集約担当者については、いじめ対応の初動を大切に、「心身の苦痛を感じたらいじめである」ということを徹底しています。

#### **田浦委員**

管理職や情報集約担当者が研修で学んだことは、担任の先生にどのようにして共有されているのですか。

## 学校安全・安心推進課長

情報集約担当者研修で用いた資料を利用して、校内研修を必ず1回実施するよう依頼しており、研修を実施したかどうかについて、本課に報告をもらうようにしています。

## 教育長

今回、調査委員会からの御指摘を受けて、見直すものもありますが、継続していくものもあります。最終的には「いじめを見逃さない」、「いじめがあったときにしっかりと対応していく」ことを目標にして、不断の見直しを行っていきます。

## 教育長

他はよろしいですか。

○報告（5）「メール等を用いた児童生徒との連絡等における教職員の適切な対応について」

## 学校安全・安心推進課長

令和5年（2023年）2月1日付け「メール等を用いた児童・生徒との連絡等における教職員の適切な対応について（通知）」報告します。

まずは、資料を確認します。令和5年（2023年）2月1日に発出しました各県立学校への通知文と別紙としまして、説明用の資料を付けています。

先日、教職員と生徒とのSNSでの連絡等を含む不祥事が発生し、それを受けて、学校人事課から再度、令和5年（2023年）1月10日付け教人第1544号「教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底について」を発出し、メール等を用いた児童・生徒との連絡等における適切な対応について、周知の徹底が通知されたところです。

この度の通知の内容は、学校人事課からの通知を原則としつつ、メール等を用いた児童・生徒との連絡等における適切な対応としての具体的な方法について示すこととしました。

まず、通知文の下半分を御覧ください。徹底事項として「1 児童・生徒との私的なメール等を用いたやり取りは、行わないこと」については従前どおりです。

「2 業務上、児童・生徒とメール等を通じて直接的な連絡等が必要な場合は、校長に申請し、保護者の承認を得ること」についても従前どおりです。これは学校人事課から示されたものです。

その下の網掛け部分を御覧ください。この部分が、この度新たに示した具体的な方法と履行すべきルールです。

詳細について「別紙」で説明します。右のイラストで説明します。内容が3段構成になっています。最上段の「私的なメール等を行わない」、「原則は面談等で。」はルールの原則です。

2段目は「一斉連絡、もしくは学習等についてのやりとり等」についてです。それらについては、「校長申請や保護者承認を省略できる。」としました。ただし、「学校から割り当てられたGoogleアカウントでのGoogle ClassroomやChatを活用」すること、そして「メンバーに複数の教職員が参加すること」としました。

続いて、3段目の説明に入ります。これは、特定の児童生徒との連絡が必要と考えられる特殊なケースです。「特定の児童・生徒との連絡の必要性」がある場合、「校長に申請」を行い、「保護者の承認」を得る必要があります。私的アカ

ウントは使用せず、「学校から割り当てられたG o o g l eアカウントを用いる」こと、「B C Cやトークメンバーに第三者となる教職員を入れ、生徒へのメール等の送信は、別の教職員へも送信し複数の教職員で確認できるようにすること」としました。一律に児童・生徒とのメール連絡等を禁止するのではなく、可能な手段を明示することで、教職員の行動がより適切なものにつながると考えています。

以上、「メール等を用いた児童・生徒との連絡等における教職員の適切な対応」について、御報告しました。

それでは、教育政策課から、実際の画面を見ながら、その方法等についての具体的説明を行います。

### **教育政策課指導主事**

G o o g l eアカウントを生徒、職員に一人一アカウントを発行し、一人一台のC h r o m e b o o k等の端末が整備されています。G o o g l eのメール、C h a t、C l a s s r o o mのサービスを利用することで、私的なL I N Eや他のサービスに頼ることなく、児童生徒と連絡を取り合うことができます。

まず、メールについては、利用するソフトは、一般的なメールソフトと変わりません。児童生徒と連絡を取り合う際も、教員は、C C、B C Cを活用することにより、複数の教員とメールの内容を共有ができます。

次に、G o o g l e C h a tについては、L I N Eのチャットとほぼ変わりません。メンバーに複数の教員を登録することで、やり取りの内容を複数の教員で共有し、対応することができます。

次に、G o o g l e C l a s s r o o mについては、授業や連絡ツールとして利用しています。オンラインの学習システムで、クラス単位で生徒や学習内容を運営・管理することができます。ストリーム機能は、参加している全員が見ることができる掲示板の機能です。児童生徒への連絡だけではなく、保護者へもアカウントを発行し、保護者への連絡事項の共有にも利用している学校もあります。生徒1名に対して、複数の教員を登録し運用することもできます。大きなまとまりのクラス単位ではなく、個人ごとに小論文指導に活用している学校もあります。どのサービスにおいても使う側のモラルに頼るところがありますが、もし必要な場合があれば、管理者権限で利用履歴を確認することもできます。

### **教育長**

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

### **西山委員**

今、G o o g l e C l a s s r o o mは、基本的に全クラス、クラスの全生徒が登録されるという形なのでしょうか。また、発信したときに、既読を確認できるのか、この2つを教えてください。

### **教育政策課指導主事**

メンバーについては、登録する教員側がクラスの規模によって全員を入れたり、授業の範囲でメンバーを登録したりします。また、授業が替われば、その授業に該当する生徒を登録するといった形で利用しています。

G o o g l e C l a s s r o o mについては、既読機能はありません。送りっぱなしで、相手側からの反応を待つことになります。先ほどありましたC h a tについても、L I N Eであれば、すぐに既読が付くという機能がありますが、この機能についてはありません。相手からの反応を待つことになります。

## 西山委員

以前からお話している帯山中学校の「カタリバ」については、G o o g l e C l a s s r o o mのような感じでしょうか。実際に確認したことはないのですが、違うものなのでしょうか。

## 学校安全・安心推進課長

帯山中学校の「カタリバ」については、C h a tではなく、質問がホームページに掲載され、それに対する子ども達からの意見については、メール等でもらうというシステムになっており、C h a tとは違う形です。質問をホームページに掲載し、それに対しての答えもホームページに掲載するという形です。またの機会に御説明します。

## 三淵委員

クラス全体である場合、端末は配るのででしょうか。それとも個人のものでされるのでしょうか。

## 教育政策課指導主事

一人一台端末は、G I G Aスクール構想により、県立高校ならばC h r o m e b o o k、特別支援学校ならばi P a d等が手元にあります。

## 田口委員

メールのやり取りに端を発した、起きてはいけない事案があったと思います。それに対して、それらを防止するための策として、すぐに対応していただいたことに感謝申し上げます。

先生方は「このようなことまでやらなければならないのか」という負担感を持たれる方も出てくるかもしれませんが、子ども達を守るため、そして、実は御自身を守るためのシステムであると理解していただくといいなと思いました。

このようないろいろな事案が出てくると、たまたま重大な事態が1つだけ出てきたとして済ませてしまいがちですが、「ヒヤリハットの法則」では、1つの重大な事案の下には、29の軽度の事案が含まれていて、その下には更に「ヒヤッとした」「ハッとした」という300の事案があるということです。私達は、重大事案を発生させてしまいましたが、それを特別なものと考えずに、29の軽度のものもその下に含まれていて、またその下に「ヒヤッとした」「ハッとした」事案が300となってしまうと、軽度の29の事案となり、それが重大な1の事案となってしまうので、「ヒヤッとした」「ハッとした」といったちょっとしたものから、減らしていく努力をしていくべきだと思います。

また、子ども達が被害に遭わないように、このようなシステムでカバーをすることに加えて、「性教育」、つまり「プライベートゾーンをきちんと守るという自覚」を子ども達にもっと持ってもらうといけないと思います。本当に嫌だと思う場合には、そういう言葉を発したり、SOSを出したりといった力を身につけさせてあげることで、ハード面からの抑止と子ども達一人一人のソフト面からの抑止、その両方がそろって悪い事案が防げると思います。

性教育については、これまでもしていただいていると思いますが、このような事案があったことをきっかけに、更に大事にいただければと思います。

## 西山委員

今の形で情報を共有するというところで、G o o g l e C l a s s r o o mで良いと思います。そのような形の通達を出されたということだと思います。

先ほどの帯山中学校の「カタリバ」についてですが、報道で非常に良いと言われています。先ほど、いろいろな改革の事例集があるとされていましたが、み

んなで確認しながら、いろいろな選択肢ができるというのはどうなのでしょう。実際に見てはいないのですが、ホームページにいろいろな情報を共有しながら、それに対していろいろなアクセスをしていくというもののようです。実際に動いているものですので、また、教えていただけたらと思います。

#### 学校安全・安心推進課長

承知しました。その件については、また御説明させていただきます。

#### 教育長

他はよろしいですか。

○報告（6）「令和4年度（2022年度）熊本県学力・学習状況調査の結果について」

#### 義務教育課長

熊本県学力・学習状況調査の結果等について御説明します。

まず「1 調査の概要」です。実施日は昨年12月1日から9日まで、対象は市町村立小学校の3年生から中学校の2年生までです。教科に関する学習調査と、学習習慣や授業改善に関する質問調査を行ったところです。

次に、「2 教科に関する調査結果概要」を御覧ください。ここに数値を挙げていますが、その下に記載している「正答率が全国平均以上だった項目」は、小学校4年生・5年生の国語、小学校3年生から6年生までの算数、中学1年生の国語・数学・英語でした。その下のグラフに、令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの経年変化を示しています。この調査は、民間の方に委託をして、令和元年度（2019年度）からスタートしましたが、令和元年度（2019年度）において、全国平均を上回ったのは、14教科中3教科でした。年々向上していて、今年度は14教科中9教科という状況が見てとれ、全国平均を上回る教科が増加しています。特に中学校においては、例年課題があるということで、全国学力・学習状況調査の方でも説明していますが、過去4年間の調査で初めて1年生の全教科で全国の平均を上回り、小中学校の接続に改善の傾向が見られます。

次のページを御覧ください。「3 質問紙調査結果概要」について、子ども達への質問又は学校、先生方への質問調査の結果を抜粋して御説明します。

特に児童生徒の学習に関する取組状況についてですが、一番左上で、「先生は分かるまで教えてくれていますか」という質問に対する子ども達の肯定的な回答です。これは、例年、全国平均よりも高い状況です。また、右側の「授業では課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、その下の左側の「勉強する時は自分で計画を立てていきますか」、その右側の「家で学校からの課題で分からないことがあったときどのようにしていますか」の3つは、子ども達の学びへの主体性に関する調査項目ですが、このような結果が出ています。この件については、昨年とあまり変化がありませんでした。

一つだけ見て取れるのは、2段目右側の「家で学校からの課題で分からないことがあったとき、どのようにしていますか」についてです。グラフ左側に、4月の全国学力・学習状況調査で同じ質問があります。「分からないことがあったらそのままにしている」小学校6年生の割合が、4月には15.5%でしたが、12月の状況では6.4%まで下がっており、このような面は成果ではないかと思えます。

中段に、教師側・学校側の質問紙調査の結果があります。左側は「授業改善を

心がけている先生方の割合」、右側は「授業に当たって単元終了時の児童生徒の姿を具体的にイメージしている」、端的に言うと「目標を明確にもって、授業に当たっていますか」という質問です。これはいずれも高い傾向です。

最後に、一番下に本県の教育行動指標「認め、ほめ、励まし、伸ばす」に関する調査結果を示しています。子ども達に「先生はクラスの皆のことを褒めたり励ましたりしてくれますか」、教師側に「あなたは授業等で関わる児童生徒に対して、学校生活の中で児童生徒一人一人の良い点や可能性を見つけ評価する、褒めるなどの取組をどの程度行いましたか」という質問をしています。この項目も年々向上しており、良い影響が見られ、いわゆる「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という意識がしっかり浸透しているということ、子ども達もそのことをしっかりと実感しているということが、この結果に表れていると思います。

今後の取組としては、各学校においても、学力の状況や質問紙の状況の結果が示された個人票をもとに、生徒一人一人の意欲を高められるような声かけ、アドバイスを丁寧に行っていきます。また、民間委託したメリットの一つですが、子ども達の学習状況に応じて、フォローアッププリントというものがあります。調査結果から見て、この辺が苦手だという一人一人の状況に応じたフォローアッププリントを提供できますので、それをしっかり活用しながら、子ども達の課題克服に向けた取組を、各学校・市町村教育委員会・県教育委員会含めて、しっかりと取り組み、最終的には子ども達が意欲的に学んでいくことができるよう、継続して取り組んでいきたいと思ひます。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 田口委員

児童生徒の学力も向上しており、先生方の意識も高い水準を維持できているのは非常に良いことだと思います。今後、教員採用試験の倍率が下がって、なかなか力不足という方々が入ってきたとしても、その学校の先生方、先輩の先生方の力で、良いところは伝統として残していただけるようお願いいたします。

「家で、学校からの課題で分からなかったことをそのままにしている」という点については、もう少し改善できると思います。GIGAスクール構想で端末を持っていて、学校によってはそれを家に持ち帰る子が多くいると思いますが、分からないときにはどのように調べるとヒントになる動画に行きつけるのか、そのような学びの方法も教えてあげると随分違うと思います。

また、先ほどのGoogle Classroomの活用ではありませんが、誰かが投げかけると誰かがそれに回答してくれるというシステム等が出てくると、この値も高くなっていくのではないかと思います。フォローアッププリントも非常に良いと思います。個別最適な学びを保障するという意味でも、端末を上手に利用していくと、更に児童生徒の力が上がってくる可能性があると思ひたところですので、引き続きよろしくお願いします。

#### 義務教育課長

ありがとうございました。今、委員から御指摘がありました「分からないときにどのようにしていますか」については、私も大事だと思います。グラフから、学年が上がるにつれて増えているのが気になるのですが、この部分にしっかり対応していきたいと思ひます。

また、ICTの活用については、その取組事例について、現在情報収集を行っているところです。ICTと家庭学習等をどう組み合わせ、どのような事例が

あるのかを現在収集中ですので、この点もしっかりと提供していきながら、県内全体でレベルアップできる取組を進めていきたいと思ひます。

#### 田口委員

少し事例紹介になりますが、私の大学の学生が、車は持っているがバイクの免許を取りたいと、自動車学校に通いました。彼がバイクに乗ると、教官から「あなたは時々バイクに乗っていたでしょう。」と言われたそうです。彼は一回もバイクに乗ったことがなくて、全部Y o u T u b e で学んでいるようです。彼は、どのような力を身に付けていくといいのか、分からなかったらどこを検索して何を見ればいいのかという力を持っている学生さんだと思ひました。そのような力が小学生、中学生にも育ってくると良いと思ひています。

#### 田浦委員

先ほどのタブレットとの連携というところで、それまで受けた試験等が、情報として自分が使っている個人のタブレットに入っていて、そこから類似の解けなかった問題が出てきて復習ができるように、最終的にはなるのですか。

#### 義務教育課長

今のところは、一人一台端末に紐付けができていません。個人票の配布については、過年度その子どもが前の学年でどうだったか、それからどう伸びているか、そのようなものも全部出てくるような形になっています。最終的には、文部科学省でも学力調査のC B T化、いわゆる「コンピュータベーステストティング」を今進められています、その部分の研究も、来年度、県教育委員会でも少しずつ進めていきたいと思ひています。

#### 三淵委員

学力調査の最初のページの一番下の学年別と年次推移についてですが、令和元年度（2019年度）に全体的に低かったのが、だんだん先生達の努力で、令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）と伸びてきています。しかし、令和元年度（2019年度）で低い部分は、4年生になっても、中学2年生になっても低いので、最初の教育がやはり大事だと思ひます。また、これを見ると小学校3年生が、いつも低いのですか。令和元年度（2019年度）も令和2年度（2020年度）も低いです。1年生・2年生の時に、何かもっとやり方があるのではないかと思ひますが、いかがですか。

#### 義務教育課長

今委員に御指摘いただきましたとおり、毎年度のことですが、小学校3年生が大体低く、次第に上がっていき、中学校でまた少し下がるという状況が続いています。特に、小学校3年生の現状・課題として考えられるのは、1つは「基礎・基本的な漢字の定着が十分ではないこと」や「学習に対する姿勢が未熟であること」が原因であると思ひています。このことについては、3年生で初めて学力調査を受けますが、これに向けて1・2年生の時の取組が重要であると考えています。まだ活動報告ができませんが、本課が行っている「低学年わくわく学習支援員配置事業」では、低学年の1・2年生に学習支援員を配置する市町村に対しての補助を行っていますが、このような事業をいろいろ活用しながら、まずは1・2年生のところを充実した取組になるよう進めていきたいと思ひます。また、特に低学年は、学力だけではなく、生活の基盤もありますので、生活習慣も含めてしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

### 三淵委員

学力だけで評価したら可哀想ではありますが、例えば小学校の入試があるような都会だと3年生が高く、学年が上がっても変わらないようになることもあるのではないかと思います。しかし、1・2年生で厳しく指導するのともうどうかと思っています。3年生のところが高いということが気になり質問しました。

### 田口委員

大学で、学習へのICT活用の授業をするのですが、そのときに学生に紹介するのが「ヴィゴツキーの最近接領域」です。私達は、もう既にできている部分を宿題で何回もやらされると嫌に感じ、1人では絶対にできない部分を課題としてやらされても無理と感じますが、少し支援があるとすぐにできるというのが「ヴィゴツキーの最近接領域」だそうです。それを、AIを使って、それぞれの子どもの最近接領域をきちんとピックアップし、そこに集中して授業をやると良いという話をすると、「なるほど」という意見と、塾でバイトをしている学生からは、「うちの塾はそれを使っています。すごく効果的です。」という意見が聞かれました。自分たちが受けた教育や教育実習の中でもなかったものが、学校教育の中でも導入されると、すごく良いという話をした覚えがあります。ICTを活用すると、いろいろな学力向上、そして達成感・成就感を味わえる子どもが増えてくると思いますので、熊本県もぜひ取り組んでいただければと思います。

### 教育長

他はよろしいですか。

○報告(7)「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰結果について」

### 義務教育課長

「報告(7)令和4年度(2022年度)くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰について」報告します。

本表彰は、令和4年(2022年)6月の規則改正により、従前の「熊本県公立学校善行児童生徒表彰」から「くまもとの笑顔・未来を創る児童生徒表彰」に改めて、最初の表彰になります。

より親しみやすい名称への変更に加え、活動の継続期間、授業時間内外を問わず対象を広げて、幅広く表彰することとしました。その結果、昨年に比べ、推薦件数が26件増加しています。

去る1月19日に審査委員会を開催し、市町村教育委員会、県立学校長及び県立支援学校長から推薦のあったもののうち、38件の被表彰個人及び団体を決定しました。

そのうち、「特別賞」の17校については、推薦の中で特に賞賛に値する善行として判定を受けた児童生徒及び団体となります。今後、各教育事務所等で表彰式を実施し、表彰状と楯、図書カードを授与することとしています。

また、「入賞」の21件については、表彰状を送付し、各学校で表彰を行っていただきます。

県教育委員会としましては、善い行いをした児童生徒を表彰することで、公共の精神や、他者を思いやる心を引き続き育てていきたいと思っております。

### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

### 西山委員

表彰されるということはあるがたいですし、良いことだと思いますが、基本的



にどのような応募の形があって、どのような設定があって、この結果に辿り着くのか、最初のスタートから教えていただければと思います。

### 義務教育課長

推薦者ですが、市町村立学校では教育委員会が、県立学校では学校長が推薦するという形で県教育委員会事務局にその情報が上がってきます。その中で、まず県教育委員会事務局が複数人で予備の審査を行い、あらかじめ特別賞・入賞の候補を選定します。

その後、教育理事をトップに、各局長、関係各課の課長等が集まって審査委員会を行い、そこで最終的に審査、議論等を通して、特別賞・入賞を決定するという流れになっています。

### 西山委員

よくわかりました。この間、氷川中学校を訪問した時に、コミュニティスクールを推進されていて、非常に素晴らしいなと思いました。このような活動をもっと広げれば、地域も含めた五者で子ども達を育てることが実現していき、地域の活性化にもつながると思い、非常に感銘を受けて帰ってきました。このようなことをもっと展開していただきたいと思っています。

この表彰についても、地域貢献賞ではないですが、コミュニティスクールの表彰ができれば、みんなが参考になり、広がっていくと思ったところです。

先ほどの話で、推薦が教育委員会からということで、行政も含めて推薦されることは、非常にいいことだと思いました。ぜひコミュニティスクールをクローズアップさせる手立てを考えていただければ、大変ありがたく思います。よろしくお願ひします。

### 義務教育課長

ありがとうございます。今回の善行内容としてカテゴリー別に分けていますが、例えば、コミュニティスクールや地域学校協働活動の部分は、「社会奉仕活動」や「地域貢献活動」に一番マッチすると思います。まずは、この表彰をしっかりとアピールしながら、子ども達が賞賛される状況をしっかりと作っていきたいと思います。

### 田口委員

名称変更により、親しみやすく、もらう方々も嬉しい賞になっているのではないかと思います。ここに挙げられた方は全部読ませていただきましたが、本当に良いという事例ばかりでした。何かの賞を得ようとしてやっているものでなく、本当にやりたい、やるべきだということでスタートし、それが誰かの幸せにつながった、役に立った、喜んでもらえたというのを実感しておられる方々だろうと思いました。それをまた、第三者がきちんとみて、「あなたがやったことはすごく良いことだよ」と後押ししてくれるものが、この賞になるのだろうと思いました。

熊本日日新聞の読書欄に、ずっとボランティアを続けている方が書かれている記事がありました。ちょっとしたことがきっかけで、自分もこんなふうに喜んでもらえるのだ、役に立つのだという体験をし、そこから今のボランティア活動が始まっているということが書かれていました。

今回、ここにあげられている児童生徒のみなさんも、一生に関わるような、目指す方向のようなものが実感できたのではないのでしょうか。さらに、県もそれを応援してくれ、もっと頑張ってみたいなと児童生徒が思ってくれる良い制度だと思っています。ぜひ続けていただけたらと思います。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

ありがとうございました。

引き続き、よろしくお願いいたします。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例会教育委員会は令和5年（2023年）3月14日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時45分。